

会員各位

一般社団法人 全国住宅産業協会
専務理事 田村 仁人

長期優良住宅及び低炭素住宅の税制措置に係る実態調査のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記について国土交通省から、(一社)住宅生産団体連合会を經由して調査依頼がありましたので、ご案内申し上げます。

長期優良住宅については、平成21年6月の制度開始以降、累計約46万8千戸が認定を受けており、着実に供給戸数が増加しています。また、低炭素住宅についても平成24年12月の制度開始以降、累計約3千戸が認定を受け、今後更なる供給戸数の増加が見込まれているところです。

長期優良住宅及び低炭素住宅の普及を促進するため、税制面における支援策として、現在、住宅ローン減税の拡充、投資減税型の所得税の特別控除、登録免許税・不動産取得税・固定資産税の軽減の特例措置が取られておりますが(不動産取得税及び固定資産税は長期優良住宅のみ)、これらの特例措置のうち、投資減税型の所得税の特別控除については、「標準的な性能強化費用相当額」の10%を所得税額から控除する制度となっております。

国土交通省では、この「標準的な性能強化費用相当額」について、実態を踏まえた検証を行い、見直しの要否の検討を行いたい意向です。

つきましては、ご多用中のところ大変恐縮ではございますが、以下の項目について、別添様式にてご回答くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 調査項目

平成25年1月～12月に認定を受けた長期優良住宅及び低炭素住宅について、戸建て/共同住宅別、構造別、低炭素化措置別(低炭素住宅のみ)の

(1) 建築戸数、(2) 平均延べ面積、(3) 請負価格又は販売価格(土地代を除く)

2. 提出期限・提出先

(1) 提出期限 平成26年4月21日(月)

(2) 提出先 国土交通省住宅局住宅生産課 (seisan@mlit.go.jp)

※国土交通省に直接メールにてご回答ください。

※ご回答は企業名を伏せた形で取り扱います。

※各企業の回答が他社に公開されることはありません。

※メールの件名は「長期優良住宅及び低炭素住宅の税制措置に係る実態調査について(回答)」としてください。

※ご回答いただける場合、別添様式をメールにてお送りいたしますので、お問い合わせください。(E-mail: iwawaki@zenjukyo.jp)

(問合せ先)

国土交通省住宅局住宅生産課 永田・佐藤 TEL 03-5253-8111(内線39425)

(本件に関する全住協の問合せ先)

(一社)全国住宅産業協会 岩脇・嘉屋本・澁田 TEL 03-3511-0611